事 務 連 絡 平成24年9月21日

都道府県 障害保健福祉主管課 担当者 様

厚 生 労 働 省 社 会 · 援 護 局 障害保健福祉部企画課監査指導室

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係る Q&A(その2)について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に関するQ&A(その2) を送付いたしますのでご了知の上、よろしくお取り計らい願います。

【照会先窓口】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室 村山 TEL. 03-5253-1111 (内線: 3067)

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ&A (平成24年9月21日)

問1 一般相談支援事業所にかかる事業所数の数え方如何。

(答)

- 指定を受けている地域相談支援の種類を数えていただきたい。
 - ※例えば、地域移行支援、地域定着支援のいずれの指定も受けている場合は2事業所。なお、当該取扱は、みなし指定されている一般相談支援事業所についても同様である。
 - 問2 届出管理表の「サービス種類」欄について、「指定障害者支援施設」の サービス種類コード等はどのように入力すればよいか。

(答)

- 「指定障害者支援施設」にかかる届出管理表(「サービス種類」欄)への 入力に際しては、「コード」欄に「32」を入力の上、「名称」欄に「障害者支 援施設」と入力いただきたい。
 - ※平成24年3月29日付け「障害福祉サービス事業所等における業務管理体制の整備について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室事務連絡)においては、サービス種類コード「32」を「施設入所支援」としてお示ししていたが、当該サービス単独での指定はないことから、このコードを「障害者支援施設」のコードとして使用するものである。